

佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例

(平成 26 年 10 月 31 日条例第 3 号)

(設置)

第 1 条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく後期高齢者医療に係る財政の適正かつ健全な運営に資するため、佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算(以下「特別会計予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、保険料で充てるべき後期高齢者医療給付等に要する費用の財源に充てる場合に限って、これを処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則 (平成 26 年 10 月 31 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。